

## 令和7年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年3月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和7年3月10日(月) 午後3時45分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	石尾 弘	大森 安男
澁江 隆司	赤木 謙介	長代 悦和	大月 泉	劔持 孝明
高谷 幹晴				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 9号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第12号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第13号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第14号 農用地利用集積計画について

議案第15号 地域計画策定に係る意見徴収について

報告第 6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 7号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和7年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が11名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

### **【議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当) それでは、議案第9号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) **【議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

#### **【受付番号119番】**

(農地担当) それでは119番、窪木の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この申請地ですが、受人の自宅のすぐ裏にある農地で、今までもずっと借りて畑として耕作しておりましたので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) 永野委員、補足はありますか。

(永野委員) 補足はありません。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。119番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、119番は許可されました。

#### **【受付番号120番】**

(農地担当) 続きます120番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、受人と渡人ともにブドウ組合に在籍しています。受人が10年ほどずっとここでブドウハウスをしていました。今回の申請で、所有権を移転するという事です。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) 大森委員、補足はありますか。

(大森委員) 補足はありません。審議の程よろしく申し上げます。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。120番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、120番は許可されました。

【受付番号121番, 122番】

- (農地担当) 続きまして121番、日羽の件につきまして、122番と関連がありますので一括審議といたします。
- (主任) 122番について、議案の修正がございます。渡人の年齢が54歳となっておりますが、正しくは88歳です。修正をお願いします。
- (農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが、詳しくは大月委員から説明をお願いします。
- (大月委員) これらの申請地ですが、今まで受人の父親と一緒に耕作をしていましたが、今後は息子が農業をしていくという事です。農機具も父親が所有しているものをそのまま使うという事で、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、121番、122番は許可されました。

【受付番号123番】

- (農地担当) 続きまして123番、刑部の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、受人はこの周辺で一番水稻をされている方です。以前からこの農地を耕作されているので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。123番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、123番は許可されました。

**【受付番号124番】**

- (農地担当) 続きますして124番, 西郡の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) この件ですが, 受人は申請地の隣で桃栽培をしています。受人は, 桃組合の組合長をされている方です。しっかり桃栽培をされている方ですので, 地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) 剣持委員, 補足はありますでしょうか。
- (剣持委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。124番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 124番は許可されました。

**【受付番号125番】**

- (農地担当) 続きますして125番, 新本の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが, 渡人が農業をすることが出来ないという事で, 申請地の近くに住んでいる受人が, 畑として耕作するという事です。受人は, しっかり農業をされている方です。地元としては問題ないと思いますので審議の程をお願いします。
- (農地担当) 長代委員, 補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。125番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 125番は許可されました。

**【受付番号126番, 5条80番】**

- (農地担当) 続きますして126番, 岡谷の件につきまして, 5条80番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。まず, 5条80番について, 現地調査の報告をお願いいたしま

す。

(15番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人は以前から農業に興味を待たれている方として、今回農業用倉庫付きの農地が売りに出されており、今回の申請に至りました。受人は、新規就農の方ですが、農機具は所有しており、また農業経験のある知人からアドバイスを受けるということで、地元としては問題ないと思います。また、5条の件ですが、この農業用倉庫について手続きをせずに設置していたということで、是正案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 5条80番の件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、126番、5条80番は許可されました。

#### 【受付番号127番】

(農地担当) 続きまして127番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この件ですが、市街化の農地です。受人の農地がこの申請地の隣にあり、測量をしたところはみ出していたという事で、現状に合わせた形にするという申請です。地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。127番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、127番は許可されました。

【受付番号128番】

- (農地担当) 続きますして128番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この件ですが、宅地を購入する時に一緒に畑が付いてきたという件です。この農地は、自宅のすぐ隣にある農地で、家庭菜園として利用していくという事で、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。128番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、128番は許可されました。

【受付番号129番】

- (農地担当) 続きますして129番、三須の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、受人は、今年度に初めて農地を取得された方ですが、きれいに耕作をされている方です。受人は、この農地に大豆を作付けしていくという事で、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。129番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、129番は許可されました。

【受付番号130番, 131番】

- (農地担当) 続きますして130番、真壁の件につきまして、131番と関連がありますので一括審議といたします。地元委員の説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが、受人がそれぞれこの農地を半分ずつ購入するという案件です。それぞれの自宅のすぐ前にある農地で、131番の受人については、以前からここを畑として利用していました。130番の受人は、過去に畑作業をされたことのある方で農業経験があるということで、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、130番、131番は許可されました。

**【受付番号132番、133番】**

- (農地担当) 続きまして133番、山田の件につきまして、3条の使用貸借132番と関連がありますので一括審議といたします。地元委員の説明をお願いいたします。
- (15番委員) この案件ですが、受人は新規就農の方です。農業に興味を持ち、山田地区の大規模農家の方の家に住み込みで指導してもらっています。今後も、大規模農家の自宅の離れに住んで、農機具を借りて米づくりやサツマイモ栽培をしていくという事です。132番の農地は水稻を作付けし、133番の農地は、耕作放棄地でしたがサツマイモを作付けしていくという事で、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。
- (赤木委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、132番、133番は許可されました。

**【受付番号134番】**

- (農地担当) 続きまして134番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (15番委員) この案件ですが、申請地は受人の自宅のすぐ隣にあり、渡人が今後、農業をすることが出来ないという事で贈与するという件です。今までもこの農地を荒れないように受人が管理していました。今後は、イチジクなどの柑橘類を作付けし、受人はコーヒー屋をされており、収穫した果実をコーヒーと一緒に提供するという事も考えられております。地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。
- (赤木委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。134番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、134番は許可されました。

【受付番号135番】

- (農地担当) 続きまして135番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが、詳しくは大月委員から説明をお願いします。
- (大月委員) この案件ですが、農地付きの空き家を購入するという件です。今後は、近所の農業に詳しい方から教わりながら、家庭菜園として利用していくという事で、地元としては問題ないと思います。ご審議の程をお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。135番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、135番は許可されました。

【受付番号136番】

- (農地担当) 続きまして136番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳しくは石尾委員から説明をお願いします。
- (石尾委員) 申請地ですが、受人の自宅からすぐ近くのある場所にあり、今後は水稻を作付けしていくという事です。受人は、農業経験もあり農機具も所有しています。ただ、コンバインを所有していないので、稲刈りについては、近所の方をお願いをするということで対応されています。地元としては問題ないと思います。ご審議の程をお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。136番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、136番は許可されました。

【受付番号137番】

- (農地担当) 続きますして137番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが, 宅地付きの農地を購入されるという事です。地元としては問題ないと思いますが, 詳細は大森委員からお願いします。
- (大森委員) この案件ですが, 受人が, 農地と一緒に購入された宅地に自宅を建てて, この申請地については, 家庭菜園として利用していくということで, 地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。137番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 137番は許可されました。

【受付番号138番】

- (農地担当) 続きますして138番, 山田の件につきまして, ●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時7分

- (農地担当) それでは, 担当委員の説明をお願いいたします。
- (赤木委員) この申請地ですが, 今まで受人が水稻栽培をしていた農地で, 今後も受人が水稻を栽培するということで, この案件については問題ないと思いますので審議の程をお願いします。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。138番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 138番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後2時10分

【受付番号139番】

- (農地担当) 続きますして139番, 新本の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが, 母親に使用貸借で貸すという事で, 農機具も所有しており, 今後も息子と一緒に耕作をしていくという事で, 地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いいたします。
- (農地担当) 長代委員, 補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。139番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 139番は許可されました。

#### **【議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

- (農地担当) 続きますして議案第10号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) **【議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号12番, 5条78番, 79番】**

- (農地担当) 続きますして, 12番, 新本の件について, 5条78番, 79番と関連がありますので一括審議といたします。現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が道路, 南が宅地, 北が墓地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが, 12番の案件については, 手続きをせずに車庫として利用していました。この度正式な手続きをするということでは正案件です。周辺営農に支障はなく, 問題ないものと思われます。続いて5条78番の案件ですが, 住宅を建てるという事です。用水, 排水は問題ありません。日照通風, 土砂流出についても, 問題ありません。5条79番の案件ですが, 測量したところ自宅の塀がはみ出していて, 現状に合わせるということ

で、是正案件です。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) 長代委員，補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 12番，5条79番の件については，始末書が提出されています。農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，12番，5条78番，79番は許可されました。

#### 【受付番号13番，5条83番】

(農地担当) 続きまして，13番，西阿曾の件について，5条83番と関連がありますので一括審議といたします。現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが，13番については，東が宅地，西が道路，南が道路，北が宅地。5条83番については，東が道路，西が田，南が田，北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが，13番の案件については，手続きをせず自宅への通路及び駐車場として利用していました。この度正式な手続きをするということでは是正案件です。周辺営農に支障はなく，問題ないものと思われます。続いて5条83番の案件ですが，住宅を建てるという事です。被害防除計画及び土地利用計画で現地を確認しましたが，総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 13番の件については，始末書が提出されています。農地区分ですが，おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが，例外許可規定として既存の施設の拡張及び集落に接続して設置される施設ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、13番、5条83番は許可されました。

#### 【議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第11号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) 【議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

#### 【受付番号77番】

- (農地担当) それでは、77番、下原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (7番委員) この案件ですが、土木工事業者の代表者が、市内で仕事を受けるようになり、既存の資材置き場が手狭になったという事で、隣接の農地を資材置き場として利用したいということで申請をされました。地元としては、問題ないものと思われませんが、詳細は澁江委員からお願いします。
- (澁江委員) この案件ですが、今ある資材置き場の敷地拡張です。農地法上の条件として周辺営農への影響はなく問題ありませんが、住宅に接していることもあり、この件について申請人に地元説明会を開催していただきました。その話の中で近隣住宅及び農地へ影響を及ぼさない範囲で使用をしていただくことをお願いして、了承をいただいております。隣接する住宅に住むものとしては、建設残土が高々と積み上げられたり、粉じんが舞い上がるようなことになってしまうと、困るということで、この業者と住民との間で、住宅に迷惑のかからないよう資材の分量などについては、制御するなど配慮をしますという約束があったと聞いています。置く資材の分量や種類など不安定な部分ではありますが、地元との約束もあるという事で問題ないと思います。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (4番委員) 地域に迷惑のかからないようにすることを条件として許可をするという事でいかがでしょうか。
- (次長) 農地法上の許可基準として、周辺営農に支障があるかないかということを農業委員会で審議するものであって、周辺住宅に対する騒音振動悪臭などの影響については、審議する案件ではありません。従いまして、条件付き許可という事は出来ません。ただ、資材置き場として転用されるということで、このような影響は考えられることではありますので、申請者へ助言として対応をさせていただきますが、周辺営農への支障以外の事項については、それぞれの法律や基準の中での対応となります。
- (7番委員) この件に関して、地元から農業委員としてどう思いますかと聞かれました。農地法上としての回答しか出来ないということをお伝えしました。周辺住民が迷惑になるのではという理由で否決することは出来ないという事から、業者と地元との間で、住民へ迷惑をかけませんという覚書を交わしており、地元も納得をされております。また、この敷地は、すべてブロック擁壁で囲まれておりますし、周辺営農への影響はないと認められますので、認めざるを得ないと思います。
- (農地担当) 被害防除計画、土地利用計画図には、資材の配置図もあります。これを基に判断するという事になると思います。他に質問はありますか。
- (1番委員) 資材置き場という事で、いろいろ資材がありますが申請内容とは異なる資材が入ってきた場合、また地元と交わした覚書の内容に反した時などは、許可の取消となるのでしょうか。
- (次長) 申請内容の変更になるということであれば、変更許可申請が必要となります。その変更申請について、総会で審議いただき、許可となるか不許可となるかです。変更許可申請が必要な場合において、それを行わずに放置している状態であれば、違反転用という事で指導という事になります。どういう場合に変更申請が必要になるかという点、例えば全く異なる用途として使用するとか、変更することによって周辺営農に大きな支障が出てくる場合などは、変更申請をしていただく必要がありますが、そうでない軽微な変更。例えば資材置き場であれば、置くものが残土でなく建設資材になったとか、周辺営農に大きく支障が起これば考えにくい変更については、軽微な変更という事で変更申請までは求めていません。
- (1番委員) それであれば、取消になるようなケースは考えられないですか。
- (次長) 取消になるようなケースは、例えば資材置き場で申請があったが、店舗のような建物が建っていたといったような、用途が全く異なるもの。この場所は、資材置き場だから転用出来たが、店舗のような建物であれば転用できない場所という事であれば、違反転用となりますので、指導からの許可取消までいくと思います。是正でも認められるのであれば、追認という事で、是正の申請をしていただくことになると思います。

- (1 番委員) 置く資材の内容が、申請とかけ離れた資材であった場合は変更申請となりますか。
- (次長) その変更することによって、営農に支障が発生するかどうかです。例えば、残土をものすごく高く積み上げて、擁壁もしていない。土砂が流出して周辺農地に影響があるとなれば、変更申請が必要になることもあると思います。
- (6 番委員) 資材置き場の申請があった場合は、3年間半年ごとに状況報告を出してくださいという事がありました。今回もそのようなことがありますか。
- (次長) この申請は、資材置き場ですので、3年間半年ごとに状況報告を提出してもらう事になります。明らかに違う利用をされていると認められる場合は、指導の対象となります。
- (農地担当) 他に何かありますでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、77番は許可されました。

#### 【受付番号82番】

- (農地担当) 続きまして、82番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6 番委員) この案件ですが、地元としては、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。詳細は、高谷委員からお願いします。
- (高谷委員) この案件ですが、用水についてですが、問題ありませんでした。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。82番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号 81 番】

- (農地担当) それでは、81番、岡谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、分家住宅の申請です。被害防除計画及び土地利用計画図と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。81番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、81番は許可されました。

【議案第12号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第12号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) 【議案第12号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号 6 番】

- (農地担当) それでは5番、井手の件について、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (最相委員) この案件ですが、この水路を含めて店舗の駐車場にすることで、この水路を用途廃止して、新たに水路を付け替えするということです。水路としての機能は維持されるということで、この水路を用途廃止しても周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご

審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件ですが、廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

### 【議案第13号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、議案第13号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第13号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読、説明】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。今回、農振除外に関して7件、農振編入に関して1件の意見が出ておりますが、先日、運営委員会で現地調査をしていただいております。現地調査した結果を発表いただければと思います。

(7番委員) 2月18日に運営委員で農林課職員と一緒に現地を確認しました。総合的に特に問題はないという結論を出すに至りました。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) 特に問題なしということで、原案どおり承認できるだろうということでした。なお今回は、農振除外についての意見です。今後は、農振除外の審議会にお諮りをし、問題なければ除外された後、転用の議題として挙がってくるものとなりますので、その際には調査をよろしく申し上げます。これらの件で何か質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この議案につきまして、この原案を承認としてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認といたします。

### 【議案第14号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) それでは、議案第14号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第14号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【1番委員, 5番委員, 8番委員, 10番委員, 11番委員, 12番委員,  
14番委員, 15番委員, 剣持委員 退席】 午後3時4分

(主任) 【議案第14号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【1番委員, 5番委員, 8番委員, 10番委員, 11番委員, 12番委員,  
14番委員, 15番委員, 剣持委員 退席】 午後3時7分

### 【議案第15号 地域計画策定に係る意見聴取について】

(農地担当) それでは、議案第15号、地域計画策定に係る意見聴取について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第15号 地域計画策定に係る意見聴取について朗読】

(農林課) 【議案第15号 地域計画策定に係る意見聴取について説明】

(農地担当) 農林課から説明のありました地域計画の策定についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(委員) なし。

(農地担当) 特にございませでしたら、意見なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、農業委員会として意見なしと回答いたします。

### 【報告第6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第6号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第6号 報告書について朗読】

#### **【報告第7号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(主任) 報告第7号については、議案作成後に取下げがありました。

#### **【報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第8号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第8号 報告書について朗読】

#### **【報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当) 次に、報告第9号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第9号 報告書について朗読】

#### **【報告事項】**

(農地担当) 35ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が21件、4条関係が2件、5条関係が7件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認といたしました。また、地域計画策定に係る意見については、農業委員会として意見なしと回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何か

ありますか。ないようでしたら、私から一言、報告があります。農業委員会は毎年、農業委員会の最適化活動の目標とその活動目標の点検評価を作成し、公表することとされております。毎年、運営委員会で活動目標と、点検評価を作成していますが、今回におきましても、運営委員会で作成し、令和7年度活動目標については4月総会、令和6年度の点検評価については、6月総会で皆様に報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、運営委員会で活動目標及び点検評価を作成いたします。なお、令和7年度活動目標については、3月末までに農業会議の確認を受けて、4月末までに公表することとなっておりますので、それに合わせて準備してまいりたいと思います。また、令和6年度の点検評価については、今年度の皆さんの活動記録簿を集計して、5月末までに運営委員会で作成し、6月総会で皆様に報告というスケジュールとさせていただきます。以上、私からの報告とさせていただきます。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時45分**